

高齢者保健福祉実態調査

高齢者の保健福祉サービス向上の資料とするため、5月1日現在、市内の65歳以上の一人暮らしの方、75歳以上の二人暮らしの方などを対象に実態調査を行います。各地区の民生委員が5月中旬～6月中旬に訪問します。協力をお願いします。



自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭の自立促進を図るため、指定の講座を受講した方に経費の一部を助成します。

市内在住の母子家庭の母か父子家庭の父で児童扶養手当を受給している方、これと同様の所得水準で就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況などから教育訓練を受けることが就職に必要と認められる方

給付額 対象講座の受講のために支払った費用の10分の2に相当する額(上限有り)

※対象にならない場合あり。申し込みの1週間前までに連絡を

取組 市子ども家庭課(☎231-1358)

高等技能訓練促進費

市内在住の母子家庭の母、父子家庭の父で、児童扶養手当の受給者か



これと同様の所得水準で、看護師や介護福祉士など就職に有利な資格を取得するために、2年以上の養成機関で修業中で、修業が就業か育児と両立が困難であると認められる方

※申請前に事前面談(要予約)が必要。審査の結果、該当しない場合あり

※平成25年度入学者より父子家庭の父も対象

※訓練促進費は支給決定されると、原則、申請のあった日の属する月以降の月から支給

▽市民税非課税世帯 10万円

▽市民税課税世帯 月額7万500円

▽平成23年度までの入学者 市民税非課税世帯 14万1000円

市民税課税世帯 7万500円

取組 市子ども家庭課(☎231-1358)

紙おむつなどの介護用品を支給

要介護者を介護する同居家族に、紙おむつなどを現物支給します。



▽次の全ての要件を満たす要介護者を介護している住民税非課税世帯の同居家族

▽市内に居住し、在宅で生活していること

▽要介護3・4・5であること

▽生活保護を受給していないこと

※要介護3の場合、平成25年4月1日以降に合計3万円を超える介護用品を購入したことが確認できる領収書を添付し、在宅介護支援セン

ひとり親(母子・父子)家庭等医療費を助成します

ひとり親家庭の児童や母・父に要した医療費のうち、保険診療内の自己負担分

▽市民税所得割非課税世帯(年少扶養控除等の廃止前の方法で再計算した所得割が0円となる場合を含む)

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を扶養している父・母・養育者と児童

▽児童扶養手当受給者と同様の所得水準の世帯

▽小学校卒業までの児童のみ

▽所得制限なし

▽義務教育就学前児のみ

▽健康保険証、印鑑、ひとり親家庭を証明する物

平成24年1月2日以降転入の方は、平成24年度所得課税証明書(転入家族全員分)

取組 市子ども家庭課、各総合支所市民生活課、各支所へ。

取組 市子ども家庭課(☎231-1928)

児童扶養手当の申請を

父か母と生計を共にしていない児童を養育しているひとり親家庭の父母か養育者で、年金などの公的給付金を受け取ることができない

ブックスタート

「ブックスタート」とは「絵本」を介して赤ちゃんや周りの大人が心安らぐと楽しい語り合いのひとときを持つことを応援する運動です。

1冊目の絵本は保健師や助産師などによる「こんにちは赤ちゃん訪問」の際に、2冊目は1歳6カ月児健康診査の会場で渡します。母子健康手帳 市子ども家庭課(☎231-1353)、菊川図書館(☎287-0102)、豊田図書館(☎766-3432)、豊浦図書館(☎775-4180)、豊北図書室(☎782-1718)

離職で住居を喪失かその恐れのある方へ住宅支援給付を支給

一定の条件に該当する方 ① 離職後2年以内の方・65歳未満の方 ② 離職前に、自らの労働により賃金を得て主として世帯の生計を維持していた方 ③ 就労能力や常用就職の意欲があり、公共職業安定所へ求職申し込みを行う方 ④ 住宅を喪失している方か喪失の恐れのある方(喪失の恐れとは⑤⑥の要件に該当し、賃貸住宅などに入居している方 ⑤ 原則収入のない方(一時的な収入がある場合、生計をひととする同居の親族との収入の合計が一定額以下) ⑥ 生計をひととする同居の親族との預貯金の合計

乳幼児医療費を助成します

義務教育就学前乳幼児に要した医療費のうち、保険診療内の自己負担分 取組 市子ども家庭課(☎231-1418)、社会福祉協議会(☎232-2003)

